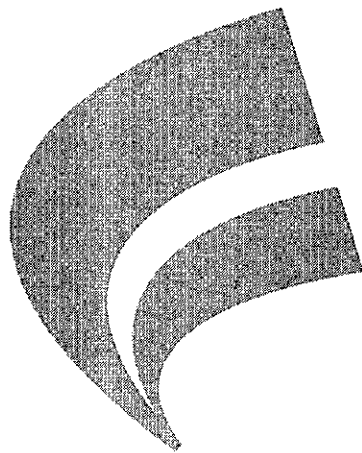


令和4年度 教育委員会

(第3回定例会)

開催日 令和4年6月2日



福岡市

福岡市教育委員会

令和4年度6月定例教育委員会会議日程

日 時 令和4年6月2日(木)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(6月議事録：中島委員、内田職務代理)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
報告第2号
令和4年笛吹市議会第2回定例会提出議案等について
議案第1号
令和5年度県教育施策及び予算に関する要望書について
議案第2号
史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会設置
要綱について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和4年7月20日(水)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第2号（6月）

令和4年笛吹市議会第2回定例会の
報告について

教育委員会

令和4年笛吹市議会第2回定例会会期日程

○会 期：令和4年6月14日（火）～6月29日（水） 16日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
6月3日	金	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午後3時	
14日	火	本 会 議	午後1時30分	・市長行政報告 ・提出議案説明
15日	水	休 会		
16日	木	休 会		
17日	金	休 会		
18日	土	休 会		
19日	日	休 会		
20日	月	休 会		
21日	火	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
22日	水	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
23日	木	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査
24日	金	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査
25日	土	休 会		
26日	日	休 会		
27日	月	休 会	午前9時	常任委員会 予備日
28日	火	休 会		
29日	水	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	・各委員会の審査報告 ・討論・採決

令和 4年度 6月補正 予算見積総括表

教育委員会 部 (局)

(単位：千円)

課 名	歳出見積額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他
教育総務課	4,015			3,600	415
学校教育課	21,303	10,776			10,527
生涯学習課	2,000				2,000
文化財課	△ 4,195	△ 2,746	△ 439		△ 1,010
					0
					0
					0
					0
部 (局) 計	23,123	8,030	△ 439	3,600	2,000
					9,932

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防備品整備・管理事業	53,966
9 消防費	1 消防費	消防車両等整備事業	69,929
10 教育費	3 中学校費	御坂中学校校舎等改築事業	84,700

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
御坂学童保育クラブ事業	令和5年度 から 令和6年度	3,886
学校トイレ洋式化検討事業	令和4年度 から 令和16年度	585,700
史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画 策定業務	令和5年度	4,195

議案第1号（6月）

令和5年度県教育施策及び予算に関する
要望書について

学校教育課

I 国へ働きかけていただきたい要望事項

・行は追加して記入してください。

教育委員会名 笛吹市教育委員会

NO	R5要望事項
	I 国へ働きかけていただきたい要望事項
1	1 教職員等の定数改善及び学級編成基準引き下げの早期実現について 複雑化・多様化した教育課題に対応していくためには、教職員定数と学級編成基準の見直しは喫緊の課題である。教育水準の維持・向上のために、改正義務標準法に基づく35人学級の中学校への拡大、特別支援学級1学級8人の学級編成基準の引き下げ、授業担當時数の削減につながる定数改善、食物アレルギーに対応した栄養教職員の定数改善を国に働きかけていただきたい。
2	2 GIGAスクール構想の実現に係るICTの整備支援について 一人一台端末の持続的かつ安定的な活用に向けて、端末を利用する上で必要となる保守管理等の維持費、端末更新費用及び各種ソフトウェア購入費用について、整備後も財政措置を講じるよう国に働きかけていただきたい。また、学級数変動に伴い大型提示装置、充電保管庫、校内通信ネットワーク等の追加整備等が発生することから、これらの整備費用についても、国が十分な財政措置を講じるよう働きかけていただきたい。
3	3 小学校高学年の教科担任制導入に伴う専科教員の配置拡大について 国は小学校高学年における教科担任制を推進するために、今後4年程度かけて段階的に加配を増やし、定数改善を図る方針を示している。小規模校を含む専科教員の確実な配置拡大を働きかけていただきたい。
4	4 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人的充実について いじめや不登校等の諸課題に対応するため、全小中学校へのスクールカウンセラーの常駐配置または配置時数の拡大、及びスクールソーシャルワーカーの増員と配置時数の拡大に向けて、国に働きかけていただきたい。
5	5 小規模校の教職員配置について 小規模校においては、複式学級解消のため、ある程度の教職員の加配をいただいているものの、現在も市費負担教職員を配置して学校運営を支援している。小規模校での教育水準の維持向上を図るため、複式学級の学級編成基準、養護教諭及び事務職員の配置基準の改善、また、全学年での複式学級解消に向けた加配対応を国に働きかけていただきたい。

Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項

・行は追加して記入してください。

教育委員会名 笛吹市教育委員会

NO	R5要望事項
	Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項
1	1 25人学級の拡大と教職員の適正配置について 25人学級の他学年への拡大を計画的に実施するとともに、1学年1学級規模の学校においても、対象学年には常勤の教員の配置をお願いしたい。また、現状の各種加配を維持するとともに、授業担当時数の縮減につながる加配を設け、働き方改革の推進に向けた実効性のある制度設計をお願いしたい。さらに、食物アレルギーに対応した県独自の栄養教職員配置基準を設け、除去食等の提供に必要な人的配置をお願いしたい。
2	2 GIGAスクール構想の実現に係るICTの整備支援について 一人一台端末の整備については、令和2年度における共同調達による端末整備と同様に、次期端末更新時においても円滑な整備が図られるよう、県、市町村総合事務組合による共同調達が行える仕組みの確立をお願いしたい。
3	3 特別支援教育の人的充実について 県の特別支援学級の学級編制基準が1学級あたり7人に引き下げられたものの、児童生徒が多学年にまたがる場合や離席傾向の児童生徒が複数いる場合も多く、担任教師一人で指導することには限界がある。学級編成基準の段階的な引き下げと在籍児童生徒が多い、知的学級、自閉症情緒学級については、特別支援加配の要件であった5人への引き下げをお願いしたい。
4	4 小学校高学年の教科担任制導入に伴う専科教員の配置拡大について 国は小学校高学年における教科担任制を推進するために、今後4年程度かけて段階的に加配を増やし、定数改善を図る方針を示している。本市においては5人の専科教員が配置されているが、今後増員されるであろう専科教員の加配については、地教委や学校の実情を踏まえた配置をお願いしたい。
5	5 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人的充実について 令和2年度から、県内すべての小中学校にスクールカウンセラーが配置されているが、以前に比べて活用できる時間数が減少している。いじめや不登校等の諸課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置時数の拡大、また、現在教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーについても、地域の実情を鑑みた増員と配置時数の拡大をお願いしたい。

NO	R5要望事項
6	6 小規模校の教職員配置について 小規模校においては、複式学級解消のために、ある程度の教員の加配をいただいているものの、今までに市費負担教職員を配置して学校運営を支援してきている。小規模校での教育水準の維持向上を図るため、複式学級の学級編成基準、養護教諭及び事務職員の配置基準の改善、また、全学年での複式学級解消に向けた加配対応をお願いしたい。
7	7 代替教職員の確保について 代替教職員の確保が非常に困難であり、若い教職員が増える中、妊娠等に伴う代替教職員のニーズも高まっている。代替教職員を遅滞無く配置し、学校現場が円滑に運営できるよう人材確保の観点から、県の人材バンクの改善と教員採用試験受験者や大学卒業予定者、退職教員等への効果的な広報をお願いしたい。
8	8 地教委が設置する教育支援センターへの人的配置及び財政支援について 県が運営する唯一の適応指導教室「石和こすもす教室」が令和3年度末に閉室となり、本年度は22市町で教育支援センターや適応指導教室の運営をしている。多様な活動を実現し、児童生徒に十分な支援ができるよう教育支援センター等への県費負担正規職員の配置と運営に係る財政措置をお願いしたい。
9	9 部活動の地域移行に係るガイドライン等の提示について スポーツ庁の有識者会議は、部活動指導を地域や民間団体に委ねる地域移行について、運動部は2023年度から3年間で達成する提言案を示した。地域移行に向けては、指導者確保や関係団体との連携、保護者負担の軽減等の課題も出されている。円滑な移行に向けたガイドライン等の提示をお願いしたい。
10	10 国指定史跡の公有地化、整備に関する国庫補助金の県随伴補助金について、補助残2分の1交付に向けた予算確保を働きかけていただきたい。

議案第2号（6月）

史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存
活用計画検討委員会設置要綱について

文化財課

例規審査委員会説明書		部・課	教育委員会 文化財課
題名	(令和 4 年 笛吹市教育委員会告示第 号) 史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会設置要綱		
趣旨 目的	国指定史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画の策定に向けて、保存活用計画検討委員会設置要綱を定める。		
概要	文化庁長官が認定する史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(史跡名勝天然記念物保存活用計画)を作成するため文化財の専門家の指導、助言や意見を求める必要がある。 ついては、史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会の設置及び運営について必要な事項を定める。		
経過	国指定史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画を令和 4 年度から令和 5 年度までの 2 か年で策定する。 要綱策定後、検討委員会を組織して保存活用計画の検討を行う。		
関係 法令	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)		
予算 措置	令和 4 年度当初予算計上 596 千円		
その 他			

笛吹市教育委員会告示第 号

史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 国指定史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)を策定するため、史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 国指定史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の保存、活用及び整備に関する事項

(2) その他保存活用計画の策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 関係する分野に見識を有する学識経験者

(2) 地元関係団体等の代表者

(3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員会には、助言者を若干名置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聞くことができる。

(参与)

第8条 委員会に参与を置く。

- 2 参与は、市文化財保護審議会長をもって充てる。

(謝金)

第9条 委員が会議に出席したときは、1回あたり10,000円の謝金を支給することができる。

(旅費)

第10条 委員又は教育委員会が認める者が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給することができる。

- 2 前項の旅費の額は、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後、最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。